

公益財団法人沖縄県産業振興公社

役員等の報酬及び旅費に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員等の報酬及び旅費の支給について必要な事項を定めるものとする。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が、評議員会に出席したとき、又は評議員としての業務を行ったとき（定款第19条4項に定める議決の省略にかかるものを除く）は、日額14,000円の報酬を支給する。

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員には、月額報酬及び期末報酬を支払う。

2 常勤役員には、退職手当を支給しない。

3 常勤役員の報酬の支給方法、支給日、その他については、公社の職員給与規程の例による。

4 職員を兼務する常勤役員の報酬は、その兼務の状況によって役員報酬と職員給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、まとめて職員給与として支給することができる。

(決定基準)

第4条 常勤役員の報酬額は、その職務や職歴等を勘案して、年度毎に理事会で決定するものとする。

(他の団体からの派遣役員の取扱い)

第5条 前条にかかわらず、他の団体（以下「派遣元」という。）から公社に派遣され、公社の常勤役員に就任することとなった者の報酬額は、公社と派遣元との間において締結した協定によるものとする。

(非常勤役員の報酬)

第6条 非常勤役員が、理事会等に出席したとき、又は監査を行ったとき、役員としての業務を行ったとき（定款第33条第2項に定める議決の省略にかかるものを除く）は、理事については日額14,000円、監事については日額14,000円の報酬を支給する。

(旅費)

第7条 評議員及び役員が用務で旅行する場合は旅費を支給する。旅費の額は、公社の職員旅費規程を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月2日から施行し、平成24年4月1日から適用する。
- 2 財団法人沖縄県産業振興公社非常勤役員等の謝金及び旅費に関する規程（昭和46年12月22日施行）は廃止する。
- 3 財団法人沖縄県産業振興公社常勤役員の給与及び旅費に関する規程（昭和59年3月31日施行）は廃止する。

(経過措置)

- 4 財団の設立の登記の日以後の最初の報酬の総額は、定款第13条第1項及び第28条第1項に基づき評議員会において定めるまでの間、この規程の施行前に理事会の決議により定めた額をもってこの額とみなす。